新宿区教育委員会会議録

平成27年第1回定例会

平成 2 7 年 1 月 9 日

新宿区教育委員会

平成27年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成27年1月9日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時56分

場 所 新宿区役所 6 階第 4 委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委	員	長	羽	原	清	雅	委員長職務	代理者	松	尾		厚
委		員	今	野	雅	裕	委	員	菊	池	俊	之
委		員	古	笛	恵	子	教育	長	酒	井	敏	男

説明のため出席した者の職氏名

次					長	中	澤	良	行	中	央	図	書	館	長	藤	生	Į	功太郎	
教	育	調	整	課	長	木	城	正	雄	教	育	指	導	課	長	横	湋	丰	宇	人
教	育	支	援	課	長	遠	Щ	竜	多	学	校	運	営	課	長	Щ	4	Z.	誠	_
統	括	指	導	主	事	早	Ш	隆	之	統	括	指	導	主	事	小	柞	ţ		力
統	括	指	導	主	事	長	井	満	敏											

書記

 教育調整課
 書

 調整主査
 新育調整課

 書
 電

 要
 要

 (4)
 (4)

 (5)
 (6)

 (6)
 (7)

 (7)
 (8)

 (8)
 (8)

 (8)
 (8)

 (8)
 (8)

 (8)
 (8)

 (8)
 (8)

 (9)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 (10)
 (8)

 <

議事日程

議 案

日程第 1 第1号議案 公文書部分公開決定に対する異議申立てに関する新宿区情報公 開・個人情報保護審査会への諮問について

報告

- 1 平成26年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
- 2 図書館資料未返却者に対する貸出制限の見直しについて
- 3 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成27年新宿区教育委員会第1回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員によろしくお願いします。

〇松尾委員 承知しました。

◎ 第1号議案 公文書部分公開決定に対する異議申立てに関する新宿区情報公 開・個人情報保護審査会への諮問について

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 公文書部分公開決定に対する異議申立てに関する新宿区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を議題とします。

教育長。

- ○教育長 「日程第1 第1号議案 公文書部分公開決定に対する異議申立てに関する新宿区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」は、審議の過程において申立人の個人の特定につながるおそれがあるため、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。
- **〇羽原委員長** ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

第1号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 それでは、第1号議案を非公開により審議いたします。

午後 2時01分非公開

〇羽原委員長 傍聴人の方どうぞ。

〔傍聴人着席〕

○羽原委員長 以上で、本日の議事を終了いたします。

- ◆ 報告1 平成26年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨につ いて
- ◆ 報告2 図書館資料未返却者に対する貸出制限の見直しについて
- ◆ 報告3 その他

〇羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。 事務局からどうぞ。

○次長 それでは、平成26年第4回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨につきまして、重立ったところを御説明させていただきます。

今回の第4回定例会は、吉住区長となりまして最初の議会でございまして、所信について の御質問等が様々ございました。本日は、その中でも教育関連の区長答弁等を中心に御報告 を申し上げたいと思います。

最初に、共産党の代表質問、沢田議員でございます。

最初の質問が、区長の所信表明と区政運営についてでございまして、(1) 来年4月からの新教育委員会制度について、区長は教育委員会との関係をどのようにしていく考えなのか、(2) といたしまして、来年度以降の教科書採択についてもどうお考えなのかとの質問がございました。

まず、区長答弁でございます。教育委員会は従来から、教育の政治的中立性の重要性から、 区長から独立した組織として位置づけられ、法改正後もその独立性が確保されているものと 考えている。そうしたことを十分に踏まえながら、新たに平成27年度から設置する総合教育 会議では、教育委員会と協力して、課題を共有し迅速に取り組んでいく。

また、教育の振興に関する大綱の策定に当たっては、現在の「新宿区教育ビジョン」の内容を基本としながら、総合教育会議の中で議論していくことが重要だと考える。教育委員会と大綱の理念を共有し、子どもたちの生きる力を育む学校教育の充実や、子育てしやすいまちづくりの推進など、区の施策を充実していく。

教科書採択については、特に政治的中立性の要請が高いものと認識している。また、今回 の教育委員会制度改革では、教科書採択について総合教育会議の協議の議題とすべきでない とされている。こうした点を踏まえると、今後もこれまで同様の教科書採択が進められてい くものと考える、というのが区長答弁でございました。

教育長の答弁ございますが、(1)につきましては2段落目のところをごらんください。 今回、教育委員会制度改革において総合教育会議が新たに設置されることにより、区長と 教育委員会が、これまで以上の連携と、現場の実態に沿った課題の共有ができるものと期待 しており、そうした中で教育委員会では、今後も学校教育の充実に主体的に取り組んでいく。

(2) の教科書採択についてですが、教科書採択に当たっては、教育委員会が採択権者と

なっており、みずからの権限と責任において適正かつ公正に行うことが大切であると認識しているということで、その後、審議委員会ですとか調査委員会等のことに触れまして、恐れ入ります、ページをおめくりいただきまして2ページ目の2行目でございます。今後もこれらの調査・審議をもとに、教育委員会が採択の対象となる教科書について十分な調査研究を行い、児童・生徒の実情及び学校の意向に十分配慮しながら、調査研究を生かした公正かつ適正な教科書採択を行っていく、とお答えしたところでございます。

2番目の質問といたしまして、新宿区次世代育成支援計画(第三期)と新宿区子ども・子育て支援事業計画についての質問がございました。

- (1) といたしましては、計画策定に当たって実施した調査で顕著なニーズがあったのは、 幼稚園の3歳児保育と預かり保育の要望である。これらにどう対応するのかという御質問。
- (2) といたしまして、財務省は、来年度予算編成に当たり35人学級から40人学級に戻すことで財政負担を減らす考え方を示した。この財務省の考え方についての所見はどうなのか。また、政府に対して施策の後退を許さないことを申し入れるべきではないかと考えるが、どうなのかという御質問でございました。

それに対しての教育長答弁でございます。(1)の2段落目をごらんください。

同時に、事業計画素案に示されたニーズを踏まえ、幼児教育における公私立の役割と今後担うべき役割についても整理をし、区立幼稚園のあり方について再検討を行っている。この検討の中では、廃止対象となっている園も含めて、3歳児クラスの増設について検証しているということで、今後のあり方の中でニーズの対応を考えるとの答弁をいたしました。

(2) でございます。これまでの学級編制の状況を踏まえ、35人学級を実現していくことは有効と考えており、平成25年度から全国市長会を通じた要望を行っているところであるということで、今後とも質の高い学校教育の実現に向け取り組んでいきたいということのお答えをしたところでございます。

3ページ目、民主・無所属クラブ、久保議員の代表質問でございます。

質問は、いじめ問題への対応と教員のメンタルヘルスケアについてということで、(1) といたしまして、学校問題支援室が中心となり、子どもサポート部会等と連携し、学校における問題行動の実態把握や指導・助言、児童・生徒の相談や対応を行っていく体制で取り組んでいる。各学校の取り組み状況や成果など詳しくお聞かせいただきたい、というのが(1)でございました。

(3)といたしまして、区として、国や東京都に教員の増員を強く要望し、35人学級を推

進していくべきと思うが、どうなのか。

(4) といたしまして、これから社会を担う大事な子どもたちを任せる教員の心のケアについて、どのように取り組んでいるのか具体的にお聞かせいただきたいという御質問でございました。

そして、(6)といたしまして、区長の新宿区の学校教育に対する思いをお聞かせいただ きたい、という区長への質問もございました。

区長の答弁から御紹介いたします。新宿区教育委員会は、子どもたちの健やかな成長の基礎となる「知・徳・体」のバランスのとれた学校教育を大切なものとして、これまでに確かな歩みを進めてきているものと感じている。今回の教育委員会制度改革の趣旨を踏まえ、学校現場の実態に沿った課題を教育委員会と共有しながら、学校教育のより一層の充実に向けて努めていきたいというふうなお答えでございました。

続けて、教育長の答弁でございます。

- (1) といたしまして、どのようないじめに向けた具体的な取り組みがあるのかといったところのお答えでございますが、2段落目では、ある小学校での事例を示し、また、3段落目でも中学校での取り組みでの事例を御紹介しました後、このような具体的な取り組みや成果を、学校問題支援室では、生活指導主任会で紹介し、いじめの未然防止、早期発見の取り組みが充実するよう各学校を支援しているというところの御案内をしたところでございます。5ページにお移りいただきまして、(3)のところで、国や都への要望を引き続きしていくというふうな趣旨をお答えいたしました。
- (4) でございます。これは教員のメンタルヘルスに対してのお答えでございますけれども、新宿区の教員で平成26年12月1日現在、精神疾患による病気休職を取得中の者は8名であり、新宿区の教員全体の約1%という実態になっている。教育委員会としては、児童・生徒の教育環境に重大な影響がある教員の心のケアは、重要な課題であると認識しているというところで、その後、具体的な取り組みとして、様々な現在の取り組みを御紹介したところでございます。

6ページにお移りください。自由民主党、池田議員の代表質問でございます。

「暮らしやすさ1番の新宿」についての御質問です。 (2) といたしまして、保育料が所得に応じて決まる「応能負担」が、認可保育園に加えて、新制度に移行する幼稚園にも導入・適用されるところであり、既に入園の手続も始まっているけれども、設置者や保護者の受けとめ方はどのようであるかという御質問。

(3) といたしまして、教育委員会制度の改革でございますけれども、この改革に対する 区長の考えと、区長が今後、教育の振興に関する大綱の策定の中で、新宿の教育にどのよう にかかわっていこうとされているのかというところの御質問がございました。

区長答弁でございますけれども、これは先ほど御案内した区長答弁とほぼ同じ内容でございますので、下から3行目からのところだけ読ませていただきます。

教育委員会と大綱の理念を共有し、子どもたちの生きる力を育む学校教育の充実や子育て しやすいまちづくりの推進など、区の施策を充実していくとの区長のお答えでした。

7ページに移りまして、教育長答弁でございます。

(2) の保育料に関してでございますが、区内の私立幼稚園全9園は、新制度に移行しないこととしているため、区内で新制度に移行する幼稚園は区立幼稚園のみとなる。

新制度では、幼稚園においても保護者の所得に応じて保育料が決まる応能負担が基本となる。一方、国は区立幼稚園の保育料について新制度への円滑な移行のため、現行の水準等を踏まえて、区において判断すべきものとしている。このため、平成27年度の区立幼稚園保育料について、今年度と同額とする方向で検討を進めているという内容でお答えいたしました。それでは、8ページ、公明党、有馬議員の代表質問でございます。

子どもの基礎体力向上と健康な体力づくりについてという中身でございますが、(3)の ところをごらんください。

学校での体力テストは、体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するために行われているが、全小・中学校での実施に加え、平成26年度からは区独自の取り組みとして幼稚園においても実施している。幼稚園での体力テストの実施状況はいかがかという御質問がございました。

これに対してのお答えでございます。9ページ、(3)をごらんください。

教育委員会では、区独自の調査として、区立幼稚園の4・5歳児を対象に、25メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げなどの「新宿区幼児期体力・運動能力等調査」を平成25年度より実施している。これは、体力の基礎を培う幼児期の体力・運動能力の実態を把握し、各園の取り組みの成果と課題を検証して、その改善を図るための調査である。

幼稚園・小学校・中学校の連続した調査結果を分析することにより、経年変化や区全体の 課題を把握することが可能になる。例えば、幼児期から小学校までの体力・運動能力は、投 げる能力に課題があることがわかっている。この結果を踏まえ、ある幼稚園では、併設する 小学校と連携し、運動会の玉入れの練習を一緒にして、児童が園児に投げ方を教えるなどの 取り組みを行っており、このような連続した取り組みにより、児童の投げる能力が徐々に向上してきている。

また、教育委員会では、幼稚園から中学校までの教員の代表からなる体力向上推進委員会 を組織し、調査結果を分析して体力向上のための施策を検討している。その成果として、幼 児期の指導の指針となる「新宿区幼児期運動促進のすすめ」を作成するとともに、幼稚園か ら中学校までの教員を集め、運動や遊びについて研修を行ったというようなところをお答え したところでございます。

それでは、10ページ、花マルクラブ、なす議員の代表質問でございます。

平和施策についてということで、2行目でございますが、太平洋戦争は自衛のための戦争 と考えるか。侵略戦争と考えるか。侵略戦争と自衛戦争とはどのように考えているのかとの 御質問がございました。

それに対しての教育長答弁でございます。

学習指導要領では、第二次世界大戦について、侵略戦争や自衛の戦争等という点には触れていないが、小・中学校の社会科では、第二次世界大戦下において、我が国がアジア諸国の人々に対して大きな損害を与えたことに触れ、児童・生徒に平和な生活を築くことの大切さについて考えるようにしている。教育委員会としても、このような指導内容の中で、平和の大切さについて、次代を担う子どもたちにしっかりと伝えていくことが重要であると考えているとのお答えをしたところでございます。

雑駁でございますが、以上、代表質問等の答弁要旨の御説明でございます。

○中央図書館長 それでは、報告の2点目、図書館資料未返却者に対する貸出制限の見直しで ございます。

図書館資料を返却をしない方に対しましては貸出制限をすることができ、過年度から徐々にこの期間を短縮してきました。今回、より一層の図書館資料の利用促進を図るために、貸出制限の開始日を、現在15日としているものを8日に短縮して、あわせて予約の取り消し等の規定を整備するものでございます。

その根拠でございますが、新宿区立図書館条例施行規則の第9条に「館長は、図書館資料等の個人貸出しを利用する者が図書館資料等の返却を怠り、又は督促しても返却しない場合は、以後その者に対し、貸出しを制限し、又は禁止することができる。」ことを根拠にしてございます。

3番でございますが、過去の経年の比較でございます。

平成24年度までは、資料を返さないと、返却予定日から40日を経過したら、貸し出しの停止と。予約に関しては、新たな予約はできない。そして既に予約した資料については、予約順位が来れば貸出準備を行うというものでございました。

こちらのほうを平成25年4月1日より、貸出期限、返却予定日から15日延滞すると貸出停止と、新たな予約はできない。そして、既に予約した図書館資料については、今度は返却するまで貸出準備を行わないというように改正して、現在これで運用しているところでございます。

今回、これを改正させていただきまして、貸出期限から8日で貸出停止とする。それから 新たな予約はできないという点は変更ございませんが、予約につきましては、督促を行わせ ていただきまして、督促送付の日から1週間後までに返却しない場合は、全ての予約を取り 消させていただきたいということでございます。

4番でございますけれども、こちらにつきましては、昨年の12月17日に図書館運営協議会 に諮問いたしまして、この方向性について御了承いただいたところでございます。

本日、教育委員会に御報告させていただき、1月14日の常任委員会に報告し、2月から周知等行いまして、本年の4月1日から施行したいということでございます。

裏をごらんください。参考のための資料を何点か掲載してございます。

まず、①の平成25年度改正の効果ということで、こちらのほうは、従来40日を15日に短縮したことによりまして、延滞がこの下にありますように、14日までの部分については16%、15日以上の延滞者が37%減ということで、こうしたように貸出制限の開始日を短縮することによって、より資料の返却の促進が図られているというデータでございます。

それから、②の23区の状況でございます。延滞1日から1年後までということでばらつきがございますが、延滞1日で貸出制限というところが5区ございます。2日が1区で豊島区。それから今回、新宿区がこちらになるわけでございますが、1週間が2区。10日が1区で、今現在、新宿区が15日ということでございますが、こちらが6区でございます。長いところでは、江東区が1年後まで貸出制限をしないという状況でございます。

予約の取り消しをどういうふうにしているかというところでございますが、下の③でございますが、23区中19区が、予約順位が到来すれば貸出準備を行うということでございますけれども、期間の相違は幾つかございますが、北区、文京区、大田区にありますように、督促を行って通知した後、北区の場合ですと6週間後に予約を全部解除、文京区ですと4週間後、大田区ですと3カ月後で解除でございます。今回、新宿区は督促後1週間で予約を解除とい

うことで改正させていただきたいということでございます。 以上でございます。

〇羽原委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 よろしいですか。報告1の質疑を終了します。

報告第2について、御意見、御質問ございますか。

全体で返却されないもの、あるいは紛失されたものが若干の数あろうかと思うのですが、 実態どうでしょうか。

中央図書館長。

- **〇中央図書館長** 年度ごとにそれぞれ相違はございますが、いわゆる未返却、紛失等の資料数は、年に平均いたしますと1,538点といったような状況でございます。
- **〇羽原委員長** かなり多いですね。それは弁償ですか、どうするのですか。
- ○中央図書館長 こちらにつきましては、冊数は1,538冊ということでございますけれども、 1回当たり10冊借りられますので、人数ベースで言いますとこの10分の1ぐらいの数という ことでございます。それらの未返却者に対しましては、督促もしくは弁償等を求めていると いう状況でございます。
- **〇羽原委員長** その実態はどのようですか。
- ○中央図書館長 かなり長期間にわたって、5年ぐらい経過してもなお居所不明でありますとか連絡がとれないというケースもございます。こちらにつきましては、3年以上努力しても連絡がとれないといったものにつきましては、除籍させていただいております。それが積もり積もって1,538冊ということでございます。
- ○羽原委員長 次の貸し出しをしないというのは最低の制裁になるわけだけれども、高い本も 安い本もありますが、基本的には公共の財物であるから、返ってこない、あるいは紛失した というものが古本なり何なりででも返却されないと、それは公共財産が損なわれるわけだか らきちんとしないといけない。

この、貸さないというのは、この措置でいいですけれども、むしろ返さないケースを厳しくしないと。本の価値は人によって相当違うから、コントロールをきちんとしなければいけないと思うのです。そのような紛失とか返却されないとかいうケースの実態というのは、余り公表されないだろうし、我々も知りようがないわけですけれども、それをきちんとコント

ロールしているという、その責任は図書館としては十分やらなければならない。むしろこういう厳しさよりは、そっちのほうの厳しさのほうが恒久的に重要だと考えるのですが。

○中央図書館長 まさに御指摘のように、公共財産ということでございます。そうした延滞あるいは紛失といったものにつきましては、例えばですけれども、その住民票を公用請求して追いかけて、督促、もしくは訪問して返却を求めていく、あるいは弁償を求めていくという努力はやっているところでございます。

そういうことで、私ども図書館のほうも貸し出しの制限ということ以上に、こういった紛失や、未返却のままずっといることを決して黙認するということなく、しっかりと公共財産を管理していきたいという考えでございます。

- ○羽原委員長 厳しく、よろしくお願いします。
 報告2について、御意見、御質問ございますか。
- ○松尾委員 これは返却する際に、図書館には返却ポストはあるわけですか。
- 〇中央図書館長 はい。
- **〇松尾委員** それは、時間は何時でも入れられるのですか。
- ○中央図書館長 はい。こちらの窓口もさることながら、24時間あいているブックポストがございまして、入れていただきますと、翌日の返却扱いということにさせていただいています。また、借りた図書館に返さなければいけないということではなくて、最寄りの区立図書館であれば、どこに返却しても返却ということになります。
- ○松尾委員 いろいろなケースがあろうかと思うのですが、例えば仕事が忙しくなって、会社でもずっと出ずっぱりで、本当は返さなければいけないんだけれども、ついうっかり、忙しさのためになんていうこともあろうかと思います。それがいいとは言わないけれども、人が生活の中でやっているものですから、できるだけ返しやすく、いい環境を整えるということと、それから日数に関して言えば、この8日というのは1週間プラス1というところですので、そういった仕事とか学業とかで忙しいなんていうことを考えても、妥当なところかなというように思います。

それから、督促は、これを見ると1回はするように書かれていますが、その後も頻繁に続けるわけですか。

- **〇中央図書館長** この督促は、最初の督促送付の日からということでございまして、それ以降 も延滞をしている限り督促は継続して行っていきます。訪問をするケースもございます。
- **〇松尾委員** この予約というのは、いつ借りることになるわけですか。予約の仕方の問題です

けれども、何日から借りられるとかいうのはどういう格好になるのですか。

- ○中央図書館長 予約は予約順位があるわけですけれども、例えば現在、ウェブ上でも図書館の資料を予約できまして、そこで予約を入れていただきますと、順位が1番であればもう翌日には貸出可能ということでございます。
- ○松尾委員 つまり、いつ取りに来るかという問題で、つまり取りに来られるのであれば返せるでしょうという話ですね。予約が切れるのは何日からですか。
- **〇中央図書館長** 1週間取り置きをしておきまして、その間に取りに来なければ、次の順位に 回っていく仕組みになってございます。
- **〇松尾委員** わかりました。そうしますと、8日で貸出停止で、督促から1週間後というのは 非常に妥当な感じがします。よくわかりました。ありがとうございます。
- ○羽原委員長 ほかに御質問がなければ、報告2の質疑を終了いたします。
 次に、報告3、その他ですが、事務局から何かございましたら、どうぞ。
- ○教育調整課長 特にございません。
- ○羽原委員長 以上で、報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

〇羽原委員長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。

午後 2時56分閉会